

経済産業省

平成15・07・28原第41号

平成15年10月17日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

関西電力株式会社取締役社長 藤 洋作から平成15年7月28日付け関原発第64号（平成15年10月3日付け関原発第88号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）及び4号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び4号炉共用）の貯蔵能力を変更するとともに、3号並びに4号炉原子炉補助建屋内の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号及び4号炉共用とするものである。これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）及び4号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び4号炉共用）の貯蔵能力を変更するとともに、3号並びに4号炉原子炉補助建屋内の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号及び4号炉共用とするものである。これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金及び一般借入金等により調達される計画であり、申請者には、その経理的基礎があるものと認められる。